

お茶の水女子大学学報

昭和 53 年 5 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	4
諸報	11
日誌(抄)	14

関係法令

【法 律】

○日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律（法律第14号，3月31日官報号外）

【政 令】

○学校保健法施行令の一部を改正する政令（政令第73号，3月31日官報号外）

○日本学校安全会法施行令の一部を改正する政令（政令第74号，3月31日官報号外）

○国立大学の附属の学校に関する政令の一部を改正する政令（政令第84号，4月1日官報号外）

○国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令（政令第85号，4月1日官報号外）

○国立学校設置法附則第三項の定員に付加すべき定員を定める政令（政令第86号，4月1日官報号外）

○文部省組織令の一部を改正する政令（政令第97号，4月5日官報号外）

○勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（政令第130号，4月14日官報）

【省 令】

○学校基本調査規則の一部を改正する省令（文部省令第4号，3月23日官報）

○国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第9号，4月1日官報）

○国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令（文部省令第10号，4月1日官報号外）

○大学入試センター組織運営規則の一部を改正する省令（文部省令第12号，4月1日官報号外）

○日本学校安全会法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第15号，4月1日官報号外）

○学校保健法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第18号，4月1日官報号外）

【規 則】

○災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則（人事院規則16-3，3月25日官報）

○補償及び福祉施設の実施の一部を改正する規則（人事院規則16-4，3月25日官報）

○管理職員等の範囲の一部を改正する規則（人事院規則17-0，3月25日官報）

○非常勤職員の給与の一部を改正する規則（人事院規則9-1，3月30日官報）

○俸給表の適用範囲の一部を改正する規則（人事院規則9-2，4月1日官報）

○初任給，昇格，昇給等の基準の一部を改正する規則（人事院規則9-8，4月1日官報）

○指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額の一部を改正する規則（人事院規則9-42，4月1日官報）

○職員の保健及び安全保持の一部を改正する規則（人事院規則10-4，4月1日官報）

○俸給の調整額の一部を改正する規則（人事院規則9-6，4月20日官報）

○俸給の特別調整額の一部を改正する規則（人事院規則9-17，4月20日官報）

○特殊勤務手当の一部を改正する規則（人事院規則9-30，4月20日官報）

【告 示】

○昭和53年度第1回社会教育主事講習を実施する件（文部省告示第55号，3月23日官報）

学 内 規 程

○お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則を次の

ように定める。

昭和53年4月26日

お茶の水女子大学長 市古 宙三

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表文
教育学部の項中

80人	を	80人	に改め、
80人		80人	
76人		78人	
120人		120人	
170人		175人	
238人		243人	
764人		776人	

同表家政学部の
項中

120人	を	120人	に改め、同表中
110人		115人	
120人		120人	
100人		100人	
40人		40人	
490人		495人	

合計	407人	1,594人	を	合計	407人	1,611人
----	------	--------	---	----	------	--------

に改める。

附 則

この規則は、昭和53年4月26日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

〇お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学文教育学部規程及びお茶の水女子大学家政学部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和53年4月26日

お茶の水女子大学長 市古 宙三

お茶の水女子大学文教育学部規程及びお茶の水女子大学家政学部規程の一部を改正する規程

(お茶の水女子大学文教育学部規程の一部改正)

第1条 お茶の水女子大学文教育学部規程の一部を次のように改正する。

第2条中「地理学科 20人 76人」を「地理学科 20人 78人」に、「外国文学科 45人 170人」を「外国文学科 45人 175人」に、「教育学科 62人 238人」を「教育学科 62人 243人」に、「計197人 764人」を「計 197人 776人」に改める。

(お茶の水女子大学家政学部規程の一部改正)

第2条 お茶の水女子大学家政学部規程の一部を次のように改正する。

第2条中「食物学科 30人 110人」を「食物学科 30人 115人」に、「計 125人 490人」を「計 125人 495人」に改める。

附 則

この規程は、昭和53年4月26日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

〇お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和53年4月26日

お茶の水女子大学長 市古 宙三

お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学大学院規則の一部を次のように改正する。

第8条の
表中

入学定員	総定員	入学定員	総定員
15人	30人	16人	46人
10人	20人	10人	30人
8人	8人	9人	17人
33人	58人	35人	93人

に改める。

別表第2比較文化学専攻の表の比較社会構造論の講座の次に次の講座を加える。

科 学 文 化 論	科 学 史	2
	数理情報論	2
	構造数理論	2
	言語数理論	2
	構造認識論	2
	情報処理論	2
確率情報論	2	

同人間環境学専攻の表の生活環境論の講座の次に次の講座を加える。

環 境 基 礎 論	環境分析論	2
	環境変動論	2
	環境制御論	2
	境界構造論	2
	拡散現象論	2
	統計現象論	2
生物圏生成論	2	

附 則

この規則は、昭和53年4月26日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

〇お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和53年4月26日

お茶の水女子大学長 市古 宙三

お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収
猶予取扱規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の一部を次のように改正する。

第10条中ただし書を削る。

附 則

この規程は、昭和53年4月26日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

○お茶の水女子大学電子計算機室使用内規（昭和43年7月制定）の全部を改正する内規を次のように定める。

お茶の水女子大学電子計算機室使用内規

(目的)

第1条 お茶の水女子大学電子計算機室規程第6条に基づき、本学の電子計算機（以下「計算機」という。）及びそれを經由しての東京大学大型計算機センター（以下「東大センター」という。）の電子計算機（以下「東大機」という。）の使用については、この内規の定めるところによる。

(使用資格)

第2条 計算機を使用できる者は、電子計算機室運営委員会の認めた計算機使用に関する講習会の課程を修了した者又は電子計算機室長が電子計算機使用について十分な経験を有すると認めた者で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 本学の専任教職員が研究、教育及び事務上必要とする場合
- 二 本学の大学院学生及び研究生が、指導教官の承認を得て、研究のために使用する場合
- 三 電子計算機室長が特に使用を認めた場合

(使用時間)

第3条 計算機の運用時間は、平日は午前10時から午後5時までとし、土曜日は午前10時から正午までとする。ただし、1週のうち半日は計算機調整のため休止する。

(申請)

第4条 計算機の使用希望者は、課題申請（別紙様式1）を行うものとする。

2 東大機の使用希望者は、前項の申請に加えて、東大センターの認めた課題名及び課題番号を記入した東大機利用申請書（別紙様式1）を提出するものとする。

(決定)

第5条 室長は、使用希望者の使用資格を確認し、有資格者に課題番号の割当てを行い、使用者に通知するものとする。

(注意事項)

第6条 計算プログラムの作成及びカード又は紙テープの穿孔は、使用者が行うものとする。

第7条 計算機への入出力操作は使用者が行うものとする。使用者は、計算機並びに附属装置の取扱いについては、計算機室職員の指示に従うものとする。

(経費負担)

第8条 使用者は、その所属する部局から電子計算機室への校費の振替により、所要経費を支払うものとする。

2 所要経費の額は、別に定める基準によって算出するものとする。

(発表注記)

第9条 計算機を用いた研究論文等の発表の際は、「お茶の水女子大学電子計算機 HITAC M150を使用した。」（「by the use of the computer HITAC M150 of the Ochanomizu University.」）と明記するものとする。

(改正)

第10条 この内規の改正は、電子計算機室運営委員会で行う。

附 則

この内規は、昭和53年4月10日から施行する。

「様式1」太枠内は記入しないで下さい。

課 題 申 請 書

お茶の水女子大学電子計算機室長 殿

「お茶の水女子大学電子計算機室使用内規」に従って、本学の電子計算機を使用したいので、下記の通り申請します。

昭和 年 月 日

使用 責任者	所 属	学部 課	学科 係	氏名 身分	④ 内線 電話
協同 使用者 氏名 (身分)					
使用責任者所属部局の物品供用官		氏名		④	
課 題	題名				
	目的	研究・教育・事務・講習・その他()			
	番号				

注1) 課題番号下位9桁はパスワード。(英数字9文字以下で左寄せ)

注2) すでに割当てられた課題番号がある場合は、

上の太枠内にも記入して下さい。

東大機利用申請書

上記課題申請に加え、本学の電子計算機を経由しての東京大学大型計算機センターの電子計算機使用について、下記の通り申請します。

Table with 2 columns: 東大センターへ提出した研究課題名 (和文, 英文) and 東大センターの認めた課題番号

Table with 4 columns: 受理年月日, 終了年月日, 室長印, 備考

課題番号通知書

使用責任者 [] 殿

あなたの課題 []

に対する課題番号は [] と決定しました。

なお、この課題での計算機使用が終了しましたらお知らせ下さい。

昭和 [] 年 [] 月 [] 日

お茶の水女子大学電子計算室長

[] (印)

人事

◎人事異動

Table with 4 columns: 発令年月日, 現官職, 氏名, 異動内容. Includes entries for 平野由紀子, 中村文, 早崎捷治, etc.

Table with 4 columns: 氏名, 官職, 備考. Includes entries for 松木正子, 稲葉照美, 大林育子, 吉村佳子.

(昇任)

Table with 4 columns: 昇任年月日, 現官職, 氏名, 異動内容. Includes entries for 53.4.1 村野与四郎, 浦田要, etc.

(転任)

Table with 4 columns: 転任年月日, 現官職, 氏名, 異動内容. Includes entries for 53.4.1 堀江順子, 進藤晶美, etc.

(配置換)

Table with 4 columns: 配置換年月日, 現官職, 氏名, 異動内容. Includes entries for 53.4.1 伊藤和夫, 樋沼宗吉, etc.

(降任)

Table with 4 columns: 降任年月日, 現官職, 氏名, 異動内容. Includes entry for 53.4.1 荻原栄.

(昇任)

Table with 4 columns: 昇任年月日, 現官職, 氏名, 異動内容. Includes entry for 53.4.1 大宮誠.

(辞職)

Table with 4 columns: 辞職年月日, 現官職, 氏名, 異動内容. Includes entries for 53.3.31 野副由美子, 三野輪輝光, etc.

53. 4. 1	用務員(文教育学部附属高等学校作業員)	大久保武志	〃
〃	文部教官(文教育学部附属高等学校教諭)	岩田 一雄	〃
〃	〃	横田 ミホ	〃
53. 4. 5	文部教官(助教授 家政学部)	中谷 陽一	〃
(退職)			
53. 4. 2	文部教官(教授 文教育学部)	井本 農一	昭和53年4月1日限り停年により退職した
〃	文部教官(教授 理学部)	岡嶋 正枝	〃
〃	文部教官(教授 家政学部)	稀垣 長典	〃

◎学内委員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
53. 4. 1	教授	尾田 幸雄	哲学科主任を命ずる
〃	〃	広瀬京一郎	〃 免ずる
〃	〃	近藤 光雄	外国文学科(中国文学)主任を命ずる
〃	〃	頼 惟勤	〃 免ずる
〃	〃	高村 幸男	数学科主任を命ずる
〃	〃	沢島 侑子	〃 免ずる
〃	〃	伊藤 敬	物理学科主任を命ずる
〃	〃	田中 翠	〃 免ずる
〃	〃	瀬野 信子	化学科主任を命ずる
〃	〃	塩田三千夫	〃 免ずる
〃	〃	荒木 忠雄	生物学科主任を命ずる
〃	〃	新関 滋也	〃 免ずる
〃	〃	田口 恒夫	児童学科主任を命ずる
〃	助教授	水野 悌一	〃 免ずる
〃	教授	吉松 藤子	食物学科主任を命ずる
〃	助教授	島田 淳子	〃 免ずる
〃	教授	矢部 章彦	被服学科主任を命ずる
〃	〃	林 雅子	〃 免ずる
〃	〃	大口勇次郎	教務委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	助教授	細矢 治夫	教務委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	教授	福場 博保	〃
〃	〃	平野 孝	入試委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	〃	松田千鶴子	〃

53. 4. 1	助教授	富田 守	〃
〃	教授	青木 和夫	一般教育委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	〃	小口 忠彦	教職課程委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	助教授	細矢 治夫	〃
〃	教授	小口 忠彦	教育実習委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	助教授	細矢 治夫	〃
〃	講師	富山太佳夫	附属図書館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	助教授	藤原 正彦	〃
〃	講師	亀井 理	〃
〃	助教授	本田 和子	〃
〃	講師	内田 伸子	学生委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする
〃	助教授	前田 候子	〃
〃	〃	島田 淳子	〃
〃	教授	杉本 正哉	学寮委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする
〃	助教授	丸山 有成	〃
〃	〃	水野 悌一	〃
〃	教授	野島 秀勝	学生会館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする
〃	助教授	小川 洋輔	〃
〃	講師	黒田 淑子	〃
〃	教授	塩田三千夫	予算委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	〃	荒川 信彦	〃
〃	〃	立花 俊一	施設計画委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	〃	矢部 章彦	〃
〃	〃	福場 博保	〃
〃	〃	小口 忠彦	附属学校運営委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	〃	伊関兼四郎	〃
〃	〃	津守 真	〃
〃	助教授	井内 昇	電子計算機運営委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
〃	教授	岩田 義一	〃
〃	〃	高村 幸男	〃
〃	〃	塚本 晃	〃
〃	助教授	細矢 治夫	〃

53. 4. 1	教 授	浅海 重夫	臨海実験所運営委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
"	助 教 授	内藤 博夫	"
"	教 授	根本 茂	"
"	"	塩田三千代	"
"	助 教 授	能村 堆子	"
"	講 師	本間 清一	"
"	助 教 授	今井百里江子	"
"	"	竹内 順治	図書選定委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする
"	講 師	亀井 理	"
"	助 教 授	細矢 治夫	"
"	"	石和 貞男	"
"	"	森田 明	"
"	講 師	本間 清一	"
"	教 授	松川 哲哉	"
"	"	湯沢 雍彦	"
"	"	田中 翠	極低温実験室運営委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
"	助 教 授	丸山 有成	"
"	"	清水 碩	"
"	教 授	山西 貞	"
"	"	田中 翠	女性文化資料館運営委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
"	"	梅本 二郎	館山施設計画委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする
"	"	柳田 為正	"
"	"	吉松 藤子	食堂運営委員会委員を命ずる 任期は昭和54年3月31日までとする
"	"	山西 貞	"

◎非常勤講師

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採用)			
53. 4. 1		柴田 孝夫	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和53年10月8日までとする
"		遠藤 宏	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		小田切 進	"
"		梶原 正昭	"
"		金田 弘	"
"		山本 礼子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和53年10月8日までとする

"		西村 鞠子	"
"		加藤 有次	"
"		相場 宏	"
"		木下 秀明	"
"		高橋 伍郎	"
"		芝山秀太郎	"
"		倉林 正次	"
"		南谷 和利	"
"		林 圭子	"
"		芦川 紀子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		中森 善治	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和53年10月8日までとする
"		菊池 幹夫	"
53. 5. 1		北条 淳子	"
53. 4. 1		佐藤 喬	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		川口 洋	"
"		金子美都子	"
"		桑野 隆	"
"		白石 豊	講師(文教育学部附属高等学校)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		近藤 友江	"
"		高瀬 利子	講師(文教育学部附属中学校)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		望月 昭代	"
"		高橋 洋美	講師(文教育学部附属小学校)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		冨田 礼志	"
"		須藤 繁善	"
"		平野加代子	講師(文教育学部附属小学校)に採用する 任期は昭和53年4月30日までとする
"		本田 欣哉	講師(理学部)に採用する 任期は昭和53年10月8日までとする
"		竹沢 照	"
"		楠川 絢一	講師(理学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		大槻富之助	講師(理学部)に採用する 任期は昭和53年10月8日までとする
"		新井 俊彦	"
"		石井 力	"

53. 4. 1		石森達二郎	"
"		木村 東作	"
"		平野美那世	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和53年10月8日までとする
"		松本重一郎	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		寺元 芳子	"
"		利光 功	"
"		菅原 珠子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和53年10月8日までとする
"		吉田 敬一	"
"		望月登美子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		青木 茂	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和53年10月8日までとする
"		黒田 俊夫	"
"		中鉢 正美	"
"		広岡桂二郎	"
"		森 武夫	"
"		服部 一馬	"
"		武田 ます	"
"		浜島 教子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
(任用更新)			
53. 4. 1	講師 (文教育学部)	秋田 稔	任用を更新する 任期は昭和54年3月31日までとする
"	"	町田 甲一	"
"	"	森 洋子	"
"	"	井上 勲	"
"	"	海野 福寿	"
"	"	荒田 洋	"
"	"	権上 嘉子	"
"	"	堀越 孝一	"
"	"	新井 正	"
"	"	佐治 俊彦	"
"	"	大橋吉之輔	"
"	"	小池美佐子	"
"	"	三枝 幸夫	"
"	"	桜庭 信之	"
"	"	鈴木 進	"

53. 4. 1	講師 (文教育学部)	羽田 陽子	任用を更新する 任期は昭和54年3月31日までとする
"	"	川村 克己	"
"	"	後藤 辰夫	"
"	"	安本 美典	"
"	"	杉原誠四郎	"
"	"	外山 友子	"
"	"	古江 綾子	"
"	"	西原 和	任用を更新する 任期は昭和53年10月8日までとする
"	"	太田 鉄男	任用を更新する 任期は昭和54年3月31日までとする
"	"	松崎 京子	"
"	"	正田生次郎	"
"	"	山内 忠	"
"	"	小池 松寿	"
"	"	渡辺 三郎	"
"	"	井上 淑子	"
"	"	柴田 南雄	"
"	"	橋 静香	"
"	"	船山 信子	"
"	"	桜井 毅	任用を更新する 任期は昭和53年10月8日までとする
"	"	高木きよ子	任用を更新する 任期は昭和54年3月31日までとする
"	"	三谷 陽子	"
"	"	俣田 春江	"
"	"	上野 理子	"
"	"	喜多尾道冬	"
"	"	中田 美喜	"
"	"	中村由加利	"
"	"	松尾 直美	"
"	"	田村 毅	"
"	"	加納 晃	"
"	"	岩本 修巳	"
"	"	中沢 達夫	"
"	"	水野 忠夫	"

53. 4. 1	講師 (文教育学部)	平松 圭子	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
"	"	三須 徳次	"
"	"	武井 正子	"
"	講師 (附属高 等学校)	横井 正利	"
"	"	神保 侃司	"
"	"	片倉 照子	"
"	"	磯貝 文男	"
"	"	猪崎 弥生	"
"	"	楠崎 弥生	"
"	"	山尾 才	"
"	講師 (附属中学校)	脇屋 貞子	"
"	"	鈴木 英之	"
"	"	中村 静子	"
"	"	佐藤 綱一	"
"	"	清宮 和子	"
"	"	蛸崎三起子	"
"	講師 (附属小学校)	五十嵐むつみ	"
"	"	富岡 千代	"
"	講師 (理学部)	関本 年彦	"
"	"	伊藤 雄二	任用を更新する 任期は 昭和53年10月8日までと する
"	"	荻上 絏一	"
"	"	中村 孔一	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
"	"	橋本 徹	任用を更新する 任期は 昭和53年10月8日までと する
"	講師 (家政学部)	増井美代子	任用を更新する任期は昭 和54年3月31日までとす る
"	"	武藤 安子	"
"	"	加勢瑠璃子	"
"	"	大戸美也子	"
"	"	秋山 逸子	"
"	"	開原 久代	"
"	"	石川松太郎	任用を更新する 任期は 昭和53年10月8日までと する
"	"	板橋 文代	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
"	"	小池 五郎	"

53. 4. 1	"	松浦 静雄	"
"	"	飛田 満彦	任用を更新する 任期は 昭和53年10月8日までと する
"	"	角田 光雄	"
"	"	元井 能	"
"	"	芹沢 玖美	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
"	"	畑江 敬子	"
"	"	松山 容子	"
"	"	林 健造	"
"	"	高部 啓子	任用を更新する 任期は 昭和53年10月8日までと する
"	"	久野 一枝	"
"	"	田口 玄一	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
"	学校医 (附属 中学校)	天野 信一	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
"	学校薬剤師 (附属小学校)	田崎 薫	"
(併任)			
53. 4. 1	東京水産大学 助教授	藤村 竜雄	講師 (文教育学部) に併任 する 併任の期間は昭和54 年3月31日までとする
"	横浜国立大学 教授	古田 光	"
"	東京大学助手	逸身喜一郎	"
"	東京大学教授	小倉 志祥	"
"	筑波大学 助教授	川崎 信定	"
"	東京大学教授	竹内 郁郎	"
"	"	渡辺 洋三	"
"	文化庁調査官	牛川 喜幸	"
"	東京大学教授	佐伯 有一	"
"	"	池田 温	"
"	"	西川 治	講師 (文教育学部) に併任 する 併任の期間は昭和53 年10月8日までとする
"	"	佐藤 久	"
"	東京大学 助教授	鈴木 秀夫	"
"	国文学研究資 料館教授	大久保 正	講師 (文教育学部) に併任 する 併任の期間は昭和54 年3月31日までとする
"	東京大学教授	小山 弘志	"
"	東京学芸大学 助教授	小池 正胤	"
"	国立劇場芸能 調査専門員	服部 幸雄	"
"	東京大学教授	尾上 兼英	"

53. 4. 1	東京大学教授	山井 湧	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	"	福永 光司	"
"	東京大学助教授	高松 雄一	"
"	"	上島 建吉	"
"	"	宮原 信	"
"	東京外国語大学教授	田島 宏	"
"	東京大学助教授	後藤 辰夫	"
"	東京工業大学助教授	新井 郁男	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする
"	東京工業大学助教授	坂元 昂	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	山梨大学助教授	今野 喜清	"
"	東京大学教授	大場 義夫	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする
"	筑波大学教授	桑野 豊	"
"	東京芸術大学助手	中野 俊也	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	東京芸術大学教授	横道万里雄	"
"	"	柴田 陸陸	"
"	東京外国語大学助教授	河島 英昭	"
"	東京外国語大学教授	梅田 博之	"
"	電気通信大学教授	藤井 昇三	"
"	東京大学教授	関口 尚志	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする
"	附属中学校教諭	斎藤 喜門	"
"	"	門田 京子	"
"	附属高等学校教諭	古屋 孝子	"
"	"	野口 和子	"
"	"	持田 行雄	"
"	"	園城寺信一	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	"	久保 昌	"
"	"	長命 俊子	"
"	附属小学校教諭	古畑 三郎	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする
"	" 教頭	福田 静子	"
"	筑波大学助教授	高倉 翔	"
"	宇都宮大学教授	朝倉隆太郎	"
53. 5. 1	千葉大学教授	池田 重	"

53. 4. 1	東京大学教授	柴垣 和夫	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	国立国語研究所 研究室長	上野田 鶴子	"
"	群馬大学教授	首藤 新八	"
"	東京学芸大学助教授	上野 修	"
"	東京大学教授	小川 超	"
"	埼玉大学教授	宮原 朗	"
"	"	渡辺 勝	"
"	東京外国語大学教授	朝倉 剛	"
"	"	干野 栄一	"
"	東京農工大学助教授	大槻 文夫	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする
"	人間文化研究科助手	本多公美子	講師(文教育学部附属高等学校)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	東京水産大学教授	竜沢 周雄	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	統計数理研究所 研究部長	松下嘉米男	"
"	東京大学教授	服部 晶夫	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする
"	筑波大学教授	中村 正年	"
"	電気通信大学助教授	品田 正樹	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	筑波大学教授	藤田 純一	"
"	東京大学助教授	三浦 登	"
"	東京大学教授	江上 信雄	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする
"	"	星 猛	"
"	"	水野 丈夫	"
"	埼玉大学教授	鈴木 浩一	"
"	東京水産大学助教授	有賀 裕勝	"
"	東京医科歯科大学 教授	外村 晶	"
"	埼玉...教授	福田 清成	"
"	東京工業大学教授	大滝 仁志	"
"	"	笹田 義夫	"
"	横浜国立大学教授	広田 穰	"
53. 5. 1	"	佐藤 菊正	"
54. 4. 1	東京大学助教授	佐藤 哲也	"
"	"	竹内 敬人	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	電気通信大学教授	有山 正孝	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする

53. 4. 1	山梨大学教授	西平 直喜	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする
"	東京大学講師	鈴木 義之	"
"	" 教授	磯田 浩	"
"	" 助手	中村 茂夫	"
"	東京農工大学助教授	木下隆肥路	"
"	東京国立文化財研究所	田実 栄子	"
"	埼玉大学教授	祖父江茂登子	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする
"	横浜国立大学助教授	増田 順子	"
"	附属中学校教頭	曾我部泰三郎	"
"	附属幼稚園教頭	堀合 文子	"
"	附属高等学校教諭	武藤八恵子	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和53年10月8日までとする
"	東京医科歯科大学助手	工藤 秀機	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和54年3月31日までとする

◎非常勤職員

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採用)			
53. 3. 16		中里久美子	臨時事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和53年3月31日までとする
53. 4. 1		波部みさ子	技能補佐員(庶務課)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		小林一二三	臨時用務員(会計課)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		栗原 明子	事務補佐員(会計課)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		鳥越留美子	"
"		竹部 正二	技能補佐員(施設課)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		佐々木恵子	事務補佐員(施設課)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		若月 トヨ	臨時用務員(学生課)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		中守 せい	臨時用務員(厚生課)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		富塚 智子	臨時作業員(厚生課)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		八木 直子	事務補佐員(厚生課)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		布施 徳行	事務補佐員(入学主幹付)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		山下 文子	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		塚原ワカ子	"
"		等々力佳代子	"
"		橋本 裕子	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		小野恵美子	"
"		宇治川葉子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする

"		武田 郁子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		秋場 桂子	"
"		秋山真理子	"
"		山田まり子	"
"		田代 泉	事務補佐員(文教育学部附属高等学校)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		山本みどり	"
"		間明田カヨ子	臨時用務員(文教育学部附属幼稚園)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		島中礼美子	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		石野 康子	"
"		青山みどり	臨時用務員(理学部)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		高橋 利夫	臨時作業員(理学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		井上喜代子	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		古沢 和江	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		宇津木和子	教務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		百 清子	臨時用務員(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月30日までとする
"		浅見キヨノ	"
"		中嶋 敏夫	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		細見 博子	"
"		矢沢 悦子	"
"		西尾 愛子	"
"		駒城 素子	"
"		工藤夫美子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和53年5月31日までとする
53. 4. 10		青木るみ子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		宮口 一葉	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		内藤 明美	"
"		宮崎 圭子	事務補佐員(文教育学部附属高等学校)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
53. 4. 16		小林 紀子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和54年3月31日までとする
"		大村 典子	"
"		望月万寿美	"
"		清水いく子	"
"		南 秋美	"

"		阿部 啓子	"
"		吉田 恵子	"
(任用更新)			
53. 3. 30	臨時用務員 (理学部)	女ヶ沢清吉	任用を更新する 任期は1日とする
53. 4. 1	学校医 (附属中学校)	天野 信一	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
"	学校薬剤師 (附属小学校)	田崎 薫	"
"	臨時事務補佐員 (会計課)	成毛 春美	"
"	事務補佐員 (学生課)	中島美知子	"
"	"	田中 和子	"
"	臨時用務員 (厚生課)	女ヶ沢シミ	"
"	事務補佐員 (入学主幹付)	竹内 弘子	"
"	臨時事務補佐員 (附属図書館)	登山 倫政	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
"	"	矢部 慶明	"
"	事務補佐員(女性 文化資料館)	渡辺 邦子	"
"	教務補佐員 (文教育学部)	高木千代子	"
"	"	武田むつみ	"
"	"	小尾正太郎	"
"	事務補佐員 (文教育学部)	沖野 裕子	"
"	"	佐藤奈保子	"
"	"	田辺 雅子	"
"	教務補佐員 (文教育学部)	榎岡 明美	"
"	"	桑野 悦子	"
"	"	川島 有子	"
"	"	小野満みどり	"
"	"	奥山けい子	"
"	"	高橋 洋美	"

"	"	伊吹山真帆子	"
"	"	島田 早苗	"
"	臨時技能補佐員 (附属高等学校)	細瀬 佐重	"
"	臨時用務員 (附属幼稚園)	野崎よし子	"
"	臨時事務補佐員 (理学部)	中里久美子	"
"	臨時教務補佐員 (理学部)	占部 久子	任用を更新する 任期は 昭和53年9月30日までと する
"	教務補佐員 (理学部)	根本 妙子	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
"	事務補佐員 (理学部)	小野地登茂子	"
"	臨時事務補佐員 (家政学部)	荒井美代子	"
"	教務補佐員 (家政学部)	杉 美穂子	"
"	"	鈴木恵美子	"
"	"	牛腸ヒロミ	"
"	"	猪又美栄子	"
"	"	天野由美子	"
"	"	根茂美代子	"
"	"	佐柳 マリ	任用を更新する 任期は 昭和53年5月31日までと する
"	"	矢島 礼子	任用を更新する 任期は 昭和54年3月31日までと する
(配置換)			
54. 4. 1	臨時事務補佐員 (附属図書館)	山井 匡子	事務補佐員(附属図書館) に配置換する 任期は昭 和54年3月30日までとす る
"	臨時教務補佐員 (文教育学部)	寺西三千子	教務補佐員(文教育学部) に配置換する 任期は昭 和54年3月30日までとす る
"	"	田中悠美子	"
(併任)			
53. 4. 1	文部教官 (東京医科歯 科大学助手)	工藤 秀機	学校医(保健管理センタ ー)に併任する 併任の 期間は昭和54年3月30日 までとする
(辞職)			
53. 3. 18	事務補佐員 (理学部)	中島真木子	辞職を承認する

諸 報

○ 海外渡航

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡航種別
家政学部 教授	藤 卷 正 生	アメリカ合衆国	日米科学協力事業の研究計画調書作成のため の合同会議	53. 3. 19 53. 3. 24	出張
文教育学部 教授	柳 宗 玄	モロッコ・トルコ	美術研究	53. 3. 22 53. 4. 15	研修

文教育学部 教授	中山 時子	中華人民共和国	華国鋒新体制下における中国文化の実態調査と古代文化遺産の見学	53. 3. 22 53. 4. 7	研修
家政学部 教授	吉松 藤子	〃	中華人民共和国の食生活の調査研究	53. 3. 22 53. 4. 7	研修
文教育学部 教授	中村 英勝	アメリカ合衆国 メキシコ	幼児教育視察	53. 3. 23 53. 3. 31	研修
文教育学部 助教授	井内 昇	アメリカ合衆国	アメリカ都市に関する情報入手及びアメリカ地理学会年次大会参加	53. 3. 28 53. 4. 22	研修
文教育学部 助教授	酒本 雅之	アメリカ合衆国	昭和52年度文部省在外研究員長期(甲種)としてアメリカ古典文学の研究のため	53. 3. 28 54. 3. 27	出張
理学部 助教授	松本 勲武	連合王国	第9回国際炭水化物化学シンポジウムにおける研究発表, 討論	53. 4. 3 53. 4. 16	研修
文教育学部 助教授	徳丸 吉彦	アメリカ合衆国 カナダ	資料収集(音楽記号学の調査)	53. 4. 11 53. 4. 23	研修
文教育学部 教授	柳 宗玄	マレーシア・シン ガポール	マレーシア・シンガポール地方の美術研究	53. 4. 19 53. 5. 4	研修
文教育学部 助教授	徳丸 吉彦	モンゴル	伝統芸能・民族芸能の調査及び資料収集	53. 4. 26 53. 5. 9	出張

○ 春の叙勲

昭和53年春の生存者叙勲で、本学名誉教授周郷博氏が勲三等瑞宝章を受章された。

○ 海外渡航の手引

近年、本学の職員の海外渡航者が多くなりました。

この手引は、海外に行く人のために、渡航手続等の概要を紹介するものです。

本学職員(非常勤職員を含む。)が海外渡航する場合には、その期間の長短に関係なく、また、その用務がたとえ観光等全くの私事による渡航であっても、原則として文部大臣の承認が必要です。

また、渡航の手続きには、かなりの日数を要しますので、下記の点に留意の上、渡航計画を立てて必要書類を用意し、庶務課職員係(内線210)まで申し出てください。

1. 海外渡航の種類

海外渡航には、次の種類の渡航があります。

①外国出張

公務のため旅行命令を受けて行う外国旅行をいいます。

渡航費及び滞在費の全額が、国若しくは国の助成金で運営されている法人又は外国の政府・国連・大学・教育若しくは研究施設において負担される場合に、外国出張として取り扱われます。

文部大臣の事前承認を必要としますので、あらかじめ次の書類を準備しておください。

イ、上記の渡航費及び滞在費の負担証明書

ロ、訪問先である大学、研究所等の招へい状及びその和訳文

②海外研修旅行

研修のため機関の長の承認を得て行う外国旅行で、外国出張として取り扱われるもの以外のものをいいます。

渡航費及び滞在費が、主として国等において負担される場合に海外研修旅行として取り扱われます。なお、経費の負担は私費でも差し支えありません。

海外研修旅行にあっても、出発日前に文部省に報告書類を提出する必要がありますので、あらかじめ次の書類を準備しておください。

イ、上記の渡航費及び滞在費の負担証明書(全額私費の場合は不要)

ロ、訪問先である大学、研究所等の招へい状及びその和訳文

③私事渡航

私事その他の目的(観光等)で、機関の長の承認を得て行う外国旅行で、外国出張・海外研修旅行として取り扱われるもの以外のものをいいます。

私事渡航にあっても、出発日前に文部省に報告書類を提出する必要があります。ただし、あらかじめ準備する書類はありませんが、申請手続前に年次(有給)休暇の承認を得ることが必要で、渡航期間も年次(有給)休暇の範囲内で承認されます。

④その他

以上の他に、休職による渡航及び派遣職員(派遣法に基づく職員。)としての渡航があります。

2. 海外渡航の手続き

海外渡航には、次の手続きが必要です。

①海外渡航の承認申請

外国出張・海外研修旅行・私事渡航のいずれも、必ず出発日の30日前(外国出張の場合は40日前。)まで

に、必要書類を添えて庶務課で、それぞれの承認申請手続きを行ってください。

申請が承認されると、学長から出張証明書又は海外渡航承認書が交付されます。

②一般旅券の発給申請

渡航者は、①の証明書又は承認書を現住所の都道府県知事に提出し、旅券の発給を申請することになります。旅券の発給には通常最低2週間ほど必要です。

期間内に申請されないと承認が遅れ、海外渡航承認書・旅券査証がとれず、旅行ができないことがありますので十分注意してください。

また、5年間有効の数次旅券を所持している方も、渡航にあたってはその都度海外渡航申請をし、文部大臣又は学長の承認を得なければなりませんので、忘れずに手続きをしてください。

③査証の取り付け

渡航先国の入国にあたって査証を必要とする国があります。当該国の在日大使館等で査証の手続きを行ってください。

3. 海外渡航期間の変更等

海外渡航期間の短縮・延長並びに目的国の取消、追加等の事情が、渡航承認後に生じた場合は、速やかに、その旨を申し出てください。変更の際も学長の承認が必要となります。

○ 文部省共済組合定款の一部改正について

昭和53年4月1日付けで文部省共済組合定款の一部が下記のとおり改正されましたので、お知らせします。

1. 附加給付の改善

(1) 出産費附加金及び配偶者出産費附加金について、法定給付と合算した場合の最低保障額の引き上げ(110,000円から120,000円)

(2) 育児手当金附加金について、定額の引き上げ(3,000円から6,000円)

(3) 埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について、法定給付と合算した場合の最低保障額の引き上げ(100,000円から120,000円)

(4) 結婚手当金について、定額の引き上げ(20,000円から30,000円)

2. 短期給付の掛金率の引き上げ

(1) 短期給付の掛金率の引き上げ

(37/1000から41/1000)

(2) 任意継続組合員に係る短期給付の掛金率の引き上げ

(74/1000から82/1000)

3. 上記改正は、昭和53年4月1日から適用する。

○ 文部省共済組合貸付規程の一部改正について

昭和53年3月31日付けで文部省共済組合貸付規程の一部が下記のとおり改正されましたので、お知らせします。

1. 住宅貸付の貸付対象の拡大

被扶養者が居住するための住宅の新築等についても貸付けの対象となった(従来「組合員が自己の用に供するため」)

2. 一般貸付の限度額の引き上げ

(50万円から100万円)

3. 貸付利息の引き下げ

(年5.88% < 月利 $\frac{49\text{銭}}{100\text{円}}$ >

から年5.76% < 月利 $\frac{48\text{銭}}{100\text{円}}$ >)

4. 上記改正は、昭和53年5月1日から適用する。

○ 昭和53年度文部省共済組合財形持家融資事業の実施について

下記により財形持家融資事業に係る資金の貸付けが実施されることになりましたので、お知らせします。

1. 貸付対象者 自ら居住するための住宅を建設し、又は購入する組合員であって次の要件を満たす者

(1) 継続して3年以上の期間にわたって財形貯蓄を行っていること。

(2) 前号の要件を満たす末日から2年以内に貸付申込みを行うこと。

(3) 貸付申込日において、50万円以上の財形貯蓄の残高を有していること。

2. 貸付金利 年6.32%

3. 貸付金の償還方法 180月(15年)で毎月均等払

4. 債権の保全 住宅資金貸付保険適用

5. 貸付限度額 貸付申込日における貯蓄残高の2倍に相当する額で54万円から990万円の範囲とする(ただし、他に規定あり)

6. その他、借入れ希望者及びくわしくは会計課総務係までお申し出ください。

注) 昭和53年11月に貸付を予定しています。

○ 新任者住所

日 誌 (抄)

- 3月1日(水) 保健管理センター運営委員会
- 2日(木) 教育内容研究システム運営委員会
- 3日(金) } 学部入学試験
- 4日(土) }
- 7日(火) 一般教育委員会, 一般教育委員会建物
小委員会
- 9日(木) 部局長会議, 附属学校運営委員会
- 14日(火) 関東甲信越地区臨時事務局長懇話会
(於東京工業大学)
- 15日(水) 附属中学校卒業式
- 15日(水) } 国立学校経理部課長会議 (於国立科学
16日(木) } 博物館・文部省)
- 16日(木) 大学入試判定会議, 研究科委員会 (人
文科学・理学), 各学部教授会
- 17日(金) 学部入試合格発表, 第5回関東地区研
修担当官会議 (於大手町合同庁舎)
- 18日(土) 事務連絡会議

○ 職員の住所変更

- 19日(日) 附属幼稚園卒業式
- 20日(月) 評議会, 附属学校運営委員会, 停年退職者全学送別会, 附属高等学校卒業式
- 23日(木) 大学・大学院卒業(修了)式, 教務委員会, 一般教育委員会
- 24日(金) 附属小学校卒業式
- 30日(木) 学寮協議会, 帰国子女教育学級児童募集受付(4月3日まで)
- 4月4日(火) 帰国子女教育学級児童入学検定
- 4日(火) } 大学・大学院入学手続
- 5日(水) }
- 5日(水) 帰国子女教育学級児童入学候補者発表, 国立大学一般教育担当部局協議会臨時総会(於東京農工大学)
- 8日(土) 附属高・中・小学校入学式
- 10日(月) 大学・大学院(修士課程)入学式, 電子計算機室運営委員会, 附属幼稚園入園式
- 10日(月) } 新入生オリエンテーション
- 14日(金) }
- 12日(水) 大学院人間文化研究科会議
- 13日(木) 部局長会議, 東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議(於東京水産大学)
- 14日(金) 事務連絡会議, 学寮委員会, 一般教育委員会, 一般教育委員会建物小委員会
- 15日(土) 前学期授業開始
- 17日(月) 大学院人間文化研究科(博士課程)入学式, 教職課程委員会, 教育実習委員会, 一般教育委員会建物小委員会
- 18日(火) 教務委員会, 一般教育委員会
- 19日(水) 研究科委員会(人文科学・理学), 各学部教授会
- 20日(木) 部局長会議, 大学院研究科連絡委員会
- 21日(金) 学生委員会, 学園問題関係事務局長会議(於東海大学校友会館)
- 22日(土) 落成披露の会(理学部2号館及び電算機センター)
- 24日(月) 入学科免除選考委員会, 学生部長会議(於国立教育会館)
- 26日(水) 評議会
- 27日(木) 学生会館運営委員会, 入試委員会, 入試反省会, 臨時関東甲信越地区国立大学会計部課長会議(於東京大学)
- 28日(金) 教育実習委員会